

三河大浜騒動における光輪寺賢立

安 藤 弥

はじめに

三河大浜騒動とは、明治四（一八七一）年三月九日に三河大浜（現碧南市）で起こった事件である。^①その概要は、同地域を支配する菊間藩大浜出張所が示した寺院統廃合、僧侶への神道儀礼の強要等に対し、東本願寺の僧侶（三河護法会）が決起して抗議行動を起こし、多数の民衆も加わり暴動化。役人一名が殺害され、首謀者とされた蓮泉寺の石川台嶺（一八四三〜七二）と役人殺害嫌疑のかかった榊原喜代七（？〜一八七一）が処刑、専修坊の星川法沢（一八三五〜七三）らが投獄という処分を受けたが、菊間藩の宗教政策は撤回されたというものである。

この事件は、真宗史の文脈では基本的に、明治政府の支配政策（神仏分離令を含む）や廃仏毀釈に対する「護法一揆」として語られる。^②日本近代史においても宗教史的には同様の文脈を基本とするが、さらに明治維新期の民衆運動や社会変動の視点からも捉えていくべき課題を多く持つ。そのため、先行研究は少なからず存在し、近代仏教

史等の概説では言及はされている。⁽⁴⁾近年のまとまった研究としては、基本史料の網羅的把握に努めた同朋大学仏教文化研究所編『史料 大浜騒動』⁽⁵⁾が挙げられる。

しかし、事件から一五〇年を経た現在、さらに多角的な視点からの再検討の必要性も感じられる。伝統的な殉教・護法史観は、その後の研究史整理の中で批判の対象とされやすいが、そうした批判を乗り越えていくべき意味を持つ。当然ながら、単なる民衆暴動に過ぎなかったというような浅薄な理解では、この事件の歴史的意義を的確につかみ取ることができない。一方で、事件自体の基本的経過や石川台嶺らの動向はともかく、事件をとりまく全容は必ずしも明らかにされきっていないわけではない。たとえば、事件に関与した人たちについては、三河護法会のみならず、さまざまな立場からの動きがある。当然ながら人それぞれに事情があつての関与（あるいは無関与）である。事件をめぐる多様な人たちの動きを把握していく基礎作業は今なお重要な課題である。

そこで、本稿では、三河大浜騒動に関与した重要な人物の一人である光輪寺の高木賢立⁽⁶⁾（一八一二〜一七八七）に注目することにした。光輪寺賢立は大浜陣屋から教諭使に任命されて活動し、寺院統廃合を受け入れる言質を示したとされ、三河護法会から糾問されてしまう人物である。そのため、これまで事件の概略の中で必ず言及はされるが、護法会の台嶺や法沢らに対して、大浜陣屋側に与した人物として捉えられるにとどまっている。しかしながら、賢立もまた激動する時代社会に真宗僧侶として向き合い、苦悩しつつ行動していたのであり、そのことが『賢立覚書』という史料から読み取ることができる。

賢立の動向に注目した先行研究はほぼ村瀬正章氏の論考のみである。⁽⁷⁾菊間藩支配の内容を確かめつつ賢立が教諭

使として村巡回を実施した際に起こった事態に触れた村瀬氏の研究内容は的確であるが、賢立の真宗僧侶としての苦悩という視点で見れば、あらためて検討すべき点はある。そこで以下、『賢立覚書』という三河大浜騒動史料の一つを基礎検討しつつ、第一節で賢立の教諭使活動について、第二節で賢立が真宗僧侶として事態にどう向き合ったかという問題について、論ずることにしたい。

第一節 『賢立覚書』でたどる光輪寺賢立の教諭使活動

(一) 『賢立覚書』について

『賢立覚書』は『史料 大浜騒動』^⑧に全文が翻刻掲載されている。教諭使高木賢立（光輪寺住職）の自筆でまとめられている教諭日誌であり、明治三（一八七〇）年十月二十三日から翌四年年三月二十四日までが記録されている。袋綴一冊（縦二四・七cm×横一七・〇cm）・墨付二〇枚で、外題はなく、内題に「明治三庚午十月廿三日以下覚書」とあり、仮に『賢立覚書』と名づけられた。^⑨逐次記録（草本）ではなく、清書されたものである。二月十五日の条に三月九日の話も入ってくるなど、後日の追記も見られる。そのため、事件の状況や本人の立場からすると、そのほかの内容にも後日の調整がほどこされている可能性が否定もできないが、不自然な点が多く見られるわけではないので、まずは貴重な当事者史料として前向きに活用したい。賢立の役職上の立場、教諭内容の概略などが知られ、三河護法会との摩擦や、二月十五日の大浜陣屋における藩内僧侶の招集・下問当日の具体的状況なども記録

される、とても重要な三河大浜騒動史料の一つなのである。

なお、光輪寺には『賢立教諭日誌』という史料も現存するが、こちらは賢立の孫晃敬の書写本とされる。内容は書名どおり、やはり高木賢立が教諭使としての活動を記録した日誌で、明治三年十月一日から同五年七月二十三日までが記されている。とくに自身と光輪寺への人の動きが中心である。

ここでは、基本的に『賢立覚書』の内容から賢立の教諭使活動をたどり、必要に応じて『賢立教諭日誌』で補足する。『賢立覚書』から知られる賢立の動向については、その概略を次頁表に示す。

(二) 『賢立覚書』の内容をめぐる基礎検討

そもそも、大浜（現碧南市）に陣屋（出張所）を構えた菊間藩は上総国（現千葉県）に所在し、もとは駿河国（現静岡県）沼津藩より水野氏（当時の藩主は水野忠敬（一八五一～一九〇七）が明治元（一八六八）年に移封されて成立した小藩である。もともと三河にゆかりの深い水野氏を藩主とする菊間藩が、現在の碧南市野ほぼ全域と安城市・西尾市・豊田市の一部をも飛地支配することになり、大浜に陣屋を構えることになったのである。

その菊間藩大浜出張所に明治三（一八七〇）年七月、少参事として服部純（一八三三～七八）が赴任したところから、明治政府の神仏分離令に基づく宗教政策が急進的に進められるようになった。『賢立覚書』によれば、同年十月に賢立が大浜陣屋から「学校掛」に任じられている。それ以来、賢立は陣屋で教育政策の推進に貢献し、それを受けてさらに十一月五日、時宗称名寺とともに「教諭使」に任じられたのである。

『賢立覚書』の概要

明治3 (1870) 年	
10/23	賢立、大浜陣屋に召し出され、学校掛を申しつけられる。これ以後、たびたび出勤し、取り締まり方として仕事をする。
閏10/1	神道・儒教・仏教のいずれかに偏らない「教」を起こす規則、その「教」を農民や商人に施す方法について、賢立の案をまとめ、大浜陣屋に提出する。
11/5	藩庁（大浜陣屋）に称名寺と賢立が呼び出され、参上したところ、菊間藩管轄の郷村への教諭使を申しつけられる。 【教諭使任命】
12/5	大浜湊本郷下之切で称名寺とともに教諭（会所は称名寺、陣屋役人・郷村取締の立合＝以下同）。書立三箇条（過去を検証し未来の法を立てる、貧民を救い衰村を興す、子孫を教え家名永続の法を組み立てる）、村法改正等を、賢立は時に譬喩を交えつつ説く。 【碧南大浜教諭 12/5～8】
12/6	大浜湊本郷組上中之切で教諭（会所は西方寺）。教諭の内容は前日と同じ。
12/7	大浜湊中組で教諭。午後は鶴ヶ崎古井七平宅で教諭。鶴ヶ崎に一泊。
12/8	大浜湊北組で教諭。午前は専興寺、午後は精界寺が会所。夜に帰寺。
明治4 (1871) 年	
正 /13	棚尾本郷組で教諭（会所は光輪寺）。教諭内容は昨冬と同。村役人の希望で男女を昼前後に分けて教諭。 【碧南棚尾・鶯塚教諭 正 /13～19】
正 /14	棚尾本郷組で教諭（会所は安専寺）。教諭内容は前日と同。前浜（静岡藩支配地）より教諭願があり、特別に呼び寄せて教諭。
正 /15	大浜陣屋で局会議があり、賢立も出席。議案は済貧恤窮、無智の児童教育の元立金蓄積の法について。賢立は上農・中農・下農へ説く内容を問うも、貧民救助の志、村童教育の志の厚薄がこれにて顕れるとの返答。
正 /17	平七村・棚尾村中組で教諭（会所は東正寺）。午後は伏見屋・流作で教諭（会所は伏見屋新民塾）。夜に帰寺。
正 /18	棚尾村北組で教諭（会所は新六宅）。午後は二本木荒子で教諭（会所は二本木講堂）。夜に帰寺。
正 /19	神有で教諭（会所は応春寺）。午後は鶯塚村で教諭（会所は池端連成寺）。夜に帰寺。20・21・22日は休日。
正 /23	小柳で教諭（会所恵琳寺）。午後は寺津村で教諭（会所は妙光寺）。村会所で一泊。 【西尾吉良教諭 正 /23～25】
正 /24	横須賀村で教諭（会所は称名院）。村会所で一泊、翌25日に帰寺。
正 /27	藩庁へ賢立が呼び出され、新民塾の塾長として心得、学童教育に尽力することと切紙をもって申しつけられる。 【新民塾の塾長に任命】
正 /28	新中根村で教諭（会所は随嚴寺）。午後は赤松村で教諭（会所は本楽寺）。本楽寺に一泊し、翌29日に新堀村へ移動する。 【西尾中根～安城赤松～岡崎新堀～豊田鶯鴨・花園等教諭 正 /28～2/3】
正 /29	新堀村で教諭（会所は光善寺。出役は深見十代十と鍋田与平）。上条村の百姓も呼び寄せ教諭。この夜、深見太郎宅で一泊。深見十代十宅に鍋田与平が呼び出され、深夜まで賢立の教諭内容についての非難がある。

正 /30	朝、鍋田より賢立に深見の意見が伝えられる。賢立も諸々意見を述べるも仏法を述べないとし、光善寺で再び教諭。参詣の諸人は僧侶なのに仏法の話がないのはどうなのかと言い帰ったと聞く。午後、鶯鴨村で教諭（会所は安福寺）。深見が再び非難（「現神」と読むのは悪い）。賢立は自説を論述。安福寺に一泊し、2/1 西田新郷に移動する。
2/1	西田新郷で教諭（会所は阿弥陀寺）。午後は古中根村で教諭（会所は真浄寺）。若林の百姓も呼び寄せ教諭。夜に入り花園村に移動する。寺田伝一郎宅に一泊。
2/2	朝、中川某から、花園村は駅路近く、気性が荒く強剛な人が多いため、嚴重に教諭して欲しいという相談があり、意を汲み教諭（会所は寺田伝一郎宅）。昼食後、西堺村に移動し午後4時ころ教諭（会所は長善寺）。その夜、村役人に新民塾の教育内容を語る。深見が威張って手厳しく申し入れるので村役人は立腹して逃げ去る。長善寺に一泊。深見は深夜まで驕慢大言・傍若無人の言動。
2/3	西堺を出発し、午後3時ころに大浜湊に到着し、役所（大浜陣屋）にひとまず教諭終了との報告をする。
2/15	藩庁に呼び出され（体調が悪いが出席）、太政官布告に基づく「無檀・無祿寺院合併」等が下問される（その後の相談・応答、後日談が記される）。
2/20	新民序（西方寺）の開校式が行われる。賢立も出席し、約300人が集まる。神前祝詞等が説かれる。新民序の建物狭小ゆえ本堂に移り演説等がある。
2/21	棚尾村の新民序で神前祝詞と仏法・念仏の作法を説く。これを間違えて聞く人がいて、また小学校蓄積法をめぐる賢立を恨む者がいて誹謗を受けると記す。
3/9	(=大浜騒動事件当日) 高取専修坊法沢ら数人が光輪寺に来て賢立を難詰し、一札の提出を強く求められ、提出する。役人勝呂肇は不必要なので預かるというも法沢らはこれがないと事態が収束しないと持ち去る。
3/10	夕方6時ころ、刈谷藩兵隊が光輪寺に入ってくる。門前まで出迎える。
3/11	午後3時ころ、刈谷藩兵の半数が帰る。残る半数が鶯塚村まで出撃し、深夜2時ころ兵を引く。
3/12	勝呂肇が来て兵隊と話し合う。
3/13	雨の中、藩庁に確認の上、兵隊へ酒・肴を差し入れする。
3/15	刈谷藩石川少参事らが来寺。午後4時ころ刈谷に撤兵する。門前まで送る。
3/18	大浜に来た威力院義尊(本山学寮嗣講)から西方寺・光輪寺は事情聴取を受ける。その後、19・20日まで威力院の鎮撫説諭。
3/21	吉岡某が来て棚尾村2日、東浦1日の教示の依頼を受ける。同日、教示二席。さらに光輪寺の庫裏において、光輪寺同行と示談する。
3/22	大浜役所に嘆願書（西方寺・光輪寺兩人こそを罰し、捕縛・嫌疑を受けている人達への憐憫を求める）を持参し、賢立は謹慎する。刈谷藩より兵隊逗留の礼金が到来する（役所に確認の上、受領）。
3/23	東浦東正寺において威力院の教示。賢立へ僧侶達の仏教研究を求める。
3/24	刈谷藩兵、大浜に出張。片山五平宅に下宿。賢立は出かけて御礼を述べる。

「教諭使」の仕事は近隣の郷村をめぐる、江戸幕府が倒れ、明治政府（近代天皇制国家）の時代になったことと、それに基づく菊間藩大浜陣屋の施政方針を人びとに説くことである。賢立の郷村教諭巡回は都合、四回にわたる。

第一次教諭は、明治三年十二月五日から八日までの三日間、まずもとも地元の碧南大浜湊で実施している。会所（開催場所）は寺院（称名寺・西方寺・専興寺・精界寺）が多いが、俗人宅（鶴ヶ崎古井七平宅）の場合もある。また陣屋役人や郷村取締役の同席があることも知られる。説いた内容は基本方針となる「書立三箇条」と村法改正等である。

第二次教諭は、年が明けて正月十三日から十九日までの七日間、碧南の棚尾・鷲塚を巡回している。会所は寺院、俗人宅もあれば、伏見屋新民塾や二本木講堂といったところも見出される。男・女に分けての教諭や、菊間藩支配地以外の人びとにも請われて教諭することもあった。その後、三日間の休息を挟んで、第三次教諭として西尾・吉良へ正月二十三日から二十五日までの三日間、出張している。会所に真宗以外の寺院も見出される。この三日間は完全に出先で宿泊しての巡回である。

そして、正月二十七日には陣屋に呼び出され、新たな教育制度（学校）として設立される予定となった「新民塾」の塾長に任命されるが、その翌日より第四次教諭に出かけることになる。二月三日までの六日間、西尾中根から安城赤松、さらに岡崎新堀から豊田鴛鴨・花園等をめぐる長距離巡回である。その先で直面した問題については後述（第二節）する。

以上の教諭巡回が終了後、二月十五日には大浜陣屋で僧侶たちが集められての「無檀・無祿寺院合併」等の下問、同月二十日には「新民序」の開校となり、さらに三月九日の事件当日を迎えることになるのである。『賢立覚書』には光輪寺・賢立側から見た事件の推移が記録されている（三月二十四日）。

以上、『賢立覚書』からは大浜陣屋から信頼され、いくつかの重責を担い、その役目を果たす賢立のすがたを見出すことができる。大浜陣屋は光輪寺賢立を「学校掛」「教諭使」「新民塾々長」に任命するなど、かなり重用している。これは、本人の力量の高さを示すものであろうし、同時に真宗僧侶を用いることが円滑な領民教諭等につながる。これと陣屋側が考えたからでもあろう。大浜騒動が勃発した一因に、真宗信仰の篤い西三河地域の実態にそぐわない菊間藩・大浜陣屋の宗教政策があったことは言えるのではあるが、賢立を重用したような側面からの捉え直しも必要ではないかと考えられる。

また、こうした事態において、賢立は自身の最善を尽くしたのであろうが、その中で、さまざまな葛藤・苦悩にも直面することになる。具体的には（一）教諭先における国学者との摩擦、（二）寺院統廃合策の下問をめぐる立ち回り、（三）新民塾における神前祝詞と仏法・念仏をめぐる葛藤、（四）騒動とその後における動向、である。次節で検討することにした。

第二節 光輪寺賢立の言動とその葛藤・苦悩

本節では、三河大浜騒動における光輪寺賢立の言動と各局面におけるさまざまな賢立の葛藤・苦悩について、前節最後に挙げた四点の課題から検討する。このうち、(一)～(四)については古くから言及はされてきたが、さらに詳しく探る。(一)は村瀬氏の研究でおそらく初めて論究されたが、これもあらためてとりあげる。

(一) 国学者との摩擦

前節で確かめた第四次教諭の中で、賢立は「深見十代十」という人物から種々の対立的言動を受けることになる。

『賢立覚書』において「深見十代十」と記されるこの人物は、幕末・明治初期における東海地域の国学者として知られた深見篤慶^⑩である。『日本人名辞典』^⑪によれば、天保元(一八三〇)年の生まれで幕末の商人とされ、三河刈谷藩用達の木綿問屋藤十の養子。村上忠順に国学を学び、天誅組や新政府軍に多額の資金・兵糧を提供。明治十四(一八八一)年死去(五十二歳)。本姓は外山で、通称は友三郎や藤十、号は松塙という。

賢立は第四次教諭二日目の明治四年正月二十九日、新堀村光善寺^⑫で教諭したところ、出役として改心圏取締の鍋田与平とともに、神社補助・僧尼調方取締の深見十代十が同席していた^⑬。同日夜、深見十代十は鍋田与平を自宅に

呼び出し、賢立による教諭の内容を承知できないとする議論を夜遅くまでしたという。その内容は『賢立覚書』によれば、次のとおりである。

今般ノ教諭ハ御新政之御趣意也、夫ヲ愚民エワカル様ニ論スカ所詮ナリ、然ニ今日ノ教諭テハ我田エ水ヲ引道理ニ墮入、右ノ教諭ニテハ此十代十出役相断、明日ハ出席不仕、左候得ハ、此趣大浜御役所エ早馬ニテ馳着言上仕、教諭使御差替ニ相成候様申上、万一御聞入無之トキハ太政官エ言上申抔ト六ヶ敷申入、鍋田与平迷惑致シ帰り、翌晦日朝、拙寺等エ右之次第申入候^④

深見は、今回の教諭は明治の「御新政」の内容を人びとにわかるように説くのが趣旨であるが、賢立の教諭は我田引水に堕ちており、このような内容では自分は出役を断り、出座しないと主張する。そして、そうになったら、大浜陣屋へ早馬で知らせ、教諭使を差し替えるよう申し入れ、もし聞き入れてもらえないならば太政官まで申し上げるとまで言ったという。鍋田与平すら困惑する内容であったが、その鍋田から翌朝、賢立らは深見の主張を知らされることになる。

これに対する賢立の返答は次のとおりである。

十代十之申分、尤ニハ候得共、(a)民心ヲ和スルハ仏法也、当国ハ別シテ仏法国也、其信スル法ヲ外ニシテ

余ヲ説トキハ、民之望ヲ失ナリ、サレトモ此度ハ御布令数多ナレハ、仏法ノ事ヲ述ル暇ナシ、昨日之教諭之中ニ、(b) 王法ヲ以本トシ、仁義ヲ先トシ、内心ニ他力信心ヲ決定シテ現世安穩・後世安樂ヲ求ヘント弁述セリ、是ヲ何ソ我田エ水ヲ引トイハン、(c) 旧冬閏十月朔日、神儒仏三道偏セサル教ヲ立ル軌則トノ御沙汰アリタル上ハ、仏法ヲ説ニ何之憚ルトコロアラシヤ、左レトモ御布令数多ナレハ、失ヲナルタケ和ケテ論スカ当用也、ヨツテ其意ニ任スヘシ¹⁵

賢立は、深見の言うことはもっただけけれども、(a) 人びとの心を和するのは仏法であり、日本はとくに仏法国であるから、その信ずる法を除いて他を説いては人びとの期待するところを失うことになるという。しかし、そうは言いながら、今回は明治政府からの布令も多いので仏法のことを述べる十分な時間もない。昨日の教諭の中で、(b) 王法を本として仁義を先とし、内心に他力信心を決定して現世安穩・後世安樂を求めよと弁述したが、これをなぜ我田引水というのであろうか。また、(c) 旧冬の閏十月一日には、神道・儒教・仏法の三道のいずれにも偏らない教を立てる方針が示された上は、仏法を説くにも何の憚りがあるだろうか。しかしながら、布令も多いので、弊害をなるべく和らげて論ずるのが当面必要なことである。よって、そのとおりに対応する、というのが賢立の返答内容であった。

このうち、(a) の内容は、仏教が日本文化、人びとの生活に根付いていることを僧侶の言説として明記されているものであり、それ自体、注目すべき論点である。また、(b) の言説も戦国時代に蓮如が本願寺教団を形成し

ていく際に用い、それ以来、用いられ続けてきた内容である。さらに(c)は明治政府が神・儒・仏の三教いずれをも立てる施政方針を示したことによる仏法説論の正当性の主張であった。とはいえ、そこまで示しながら、賢立は鍋田に対して布令の多さを理由に受け入れると返答しているのである。教諭を円滑に進めるために冷静な対応を示したとも言えるが、鍋田が喜んだのも、深見の主張が通ったというよりも事態の混迷を回避できたと安堵したからであろう。

こうして、正月晦日、この日も午前中は光善寺で教諭することになるが、「仏法之事ハ一言モ不述申候」(仏法のことは一言も述べなかった)と、岡崎・矢作本郷・桑子・渡・筒針・安城・川野・川嶋などから参詣してきた人びとは、「僧分之教諭ニ仏法ノ事少モナキハイカ、杯申帰リシ」(僧侶の教諭なのに仏法のこと少しも説かれな¹⁶いのはいかがなものかなどと言って帰った)と聞くことになる。もちろん、賢立の記録だから、真宗僧侶側の理解と主張が入っているわけであるが、真宗門徒の多い地域であるから、参集諸人の感情は記されるとおりであったと考えてもよいであろう。賢立の(a)の主張と対応する状況であったが、賢立の苦悩はさらに続く。

同日午後は鴛鴨村安福寺での教諭となり、ここでも鍋田と深見が出役として同座している。賢立の教諭を聞いた深見は、教諭の内容は少しずつよくなってきたが、「現神」と読むのはよくない、「アキツカミ」と称え奉るべきであると言う。これに対する賢立の返答はわかりにくい¹⁷が、人びとにわかりやすく説くため、「現神」の文字をおろそかにしてはならないと申し入れている。これに対する深見の反応は記録されていない。

その後、二月一日・二日と西田新郷・古中根村・花園村・西堺村を巡回、教諭するが、深見と鍋田が出役として

付いてくる。二日夜には村役人に対して「新民塾」（新教育制度）について賢立が語り聞かせたが、それでも深見は「役威ヲフリ、手厳申入候故」（役人としての威光をふりかざし、手厳しく申し入れたので）、村役人たちは立腹してその場を立ち去ったという。深見は深夜まで「自恣驕慢大言、傍若無人之振舞」であったと賢立は記録する。¹⁸⁾

以上のような国学者深見との摩擦は、深見の個性に基づいて発生した事態という一面もあるだろう。しかし、真宗門徒が多いとされる地域で同時に国学者が役人として権力を持ち、一定の支持を有している点で、どちらか一辺倒ではない状況がうかがえ、三河大浜騒動の起こる前提状況の一つとして興味深いものである。

(二) 寺院統廃合策の下問をめぐる立ち回り

続いて、明治四年二月十五日、大浜陣屋に呼び出され、寺院統廃合策の下問を受けた際の賢立の立ち回りについて検討する。まず、『賢立覚書』に記される内容はおおよそ次のとおりである。¹⁹⁾

この日、賢立は体調不良をおしての出席で、まず、太政官布告が読み上げられ、その中にある「無檀・無録（禄）之寺院合併」をめぐる「本寺法類寺檀」の有無などを詳しく調べてその記録を提出することについて、出席の僧侶たちに「下問」がなされた。これに対して、禅宗・浄土宗の僧侶は「中之口」で、真宗僧侶たちは「日新館」で相談したが、すぐに決定できることではないとして結論提出の延期を求めた。西方寺より役人に伝えてもらうことになったが、西方寺が手間取り、賢立にも同道を求めてきた。賢立は腹痛に耐えながら「中之口」まで来ると、西方寺が言うには延期を求めたが何の沙汰もなく、役人の江本氏が「日新館」に来て返事をする様子であると

のことで、「日新館」に戻る。すると、江本氏は、今日で決定ではなく、各々の意見を聞いて上申して検討されるものであるから、まず見込みを記し出すように言い、光善寺に書面を差し出して来る。問題になったのは、合併条件を「檀越十軒以下」にするか、「檀越五十軒以下」にするか、「檀越百軒以下」にするかということであった。難しいことには、これまで無檀寺院には朱印地があったり、内職があったりして生計が成り立っていたが、これからはそれを兼ねることが不可とされる方針という問題もあった。賢立は腹痛に耐えながら「日新館」の南壁際に座り、西方寺・光善寺らと話し合っていたが、「拾軒已下トスル方カ宜敷カラシ」という話をしたが、これを後日、暮戸の会合において光善寺が、十軒以下と記したのは賢立の指示によるものだと述べたため、三月九日に専修坊らが賢立を責問することになる。二月十五日の陣屋における下問の際、十軒以下と記したのは賢立や光善寺だけでなく、五十軒以下と記した僧侶も一人や二人ではなく、百軒以下と記した僧侶も一人ではなかった。ようやくまとめたものを提出した際、僧侶だけが責められているのではなく、大名以下、皆が責めを受ける大変革であり、合併だから僧侶を廃業するなど考えず、学業に励むよう役所側は述べた、という。

以上、やや長文での内容紹介となったが、当事者が現場でどうふるまい、それを（後日も含め）どう認識したかという視点からして貴重な内容と考える。大浜陣屋内の建物等の情報もあるが、さらに、下問に対する僧侶側の受けとめ、対応、そして役所側との交渉の内実がうかがえる点が興味深い。そして、賢立としては、その場にいた僧侶たちがそれぞれに意見を述べていたのに、合併条件を主張したのが自分だけのようにされていったことへのやりきれなさを吐露することになるのである。

(三) 新民塾における神前祝詞と仏法・念仏

さらに、「新民序」という新しい学校制度が二月二十日に始まり、翌日には棚尾村の新民塾において、神前儀礼における祝詞と念仏の問題が議論されることになる。

甲乙丁之者ハ、神事・祭礼ヲ司ル身也、於神前不如法之振舞無之様、神仏班(判)然之御趣意ヲ相弁へ、於神前ハ念仏ヲ少音ニ称フヘシ、追付祝詞ヲ下サル、ト申コト也、天照太神宮大倭姫ニ託宣シ玉フソノ御言ニ、神前ニ於テハ、シハラク仏法ノ息ヲカクセトアル、此シハラク仏法ノ息ヲカクセトハ味アル御言也、コレハ決シテ念仏申スナトイフ言ニ非ス、口外スルナ、場所柄ヲ勘ヘヨト云思召也、扱又朔望ニハ甲乙丁ノ者、天子サマノ御恩ヲシリテ、尊敬セヨトノコトナレハ、皆々心得違ナク智恩報徳トナルヘシト教諭致セシヲ、間違セシ人アリシ事也、於神前決シテ念仏スルコトハナラヌトイハレタ、来月ノ教諭ニハ、仏前テモ念仏ハ申スナトイハレルデアロフ杯ト申シ、又毎朝日拜天拜ヲ教ヘタ杯ト云テ、一犬虚ヲ吠テ万犬実ヲ伝ヘル風情流言、国ニ庄セリ²⁰⁾

ここで内容として確認できるのは、まず、神仏判然合をうけ、神前では念仏を少音に称え、追って祝詞を下すベきということである。これは逆にこれ以前、神前で念仏が称えられていたことを意味する。また、神前の念仏を完全に禁止するのではなく、少音で称えることを許容する言説であることも注目される。

次に、天照大神を祀ったと伝説される大倭姫に託宣した言葉として、「神前ではしばらく仏法の息を隠せ」とあるといい、これを味のある言葉であると評する。これは決して念仏を称えるなどということではなく、口外するな、場所をわきまえろという意味であるという。

以上のような教諭を賢立がしたものの、誤解するものがあり、賢立が (i) 「神前では決して念仏してはならない」と言った、さらには (ii) 「米月の教諭では仏前でも念仏を称えるなど言われるであろう」などと言い、また (iii) 「毎朝の日拝・天拝 (の作法) を教えた」などという、深刻な流言が広まったという。

賢立は、これはもともと「小学校蓄積法」をめぐる議論で生じた賢立を恨む者による誹謗雑言で、自身の不徳とはいながら嘆息せざるを得ないと述べている。

ここに記されたことが事実であれば、賢立が賢立なりに苦心して表現を選びながら状況に向き合ったのに対して、単純な誤解が事態の混迷を深くしていると見なすことができよう。ただし、(ii) はさすがに脈絡のない誤解の内容で、ありえないと断言できようが、(i) は当然に言いうることであり、(iii) も状況的にはありえない話ではない。賢立自身の揺らぎもまた当然ありえることとして、またそれは後世の一価値観のみで計ってはならない問題として、慎重に史実を探っていく必要があると考える。

(四) 騒動当日とその後の動向

次に記されるのは事件当日の三月九日、専修坊法沢らによる光輪寺訪問と賢立への責問である。法沢のみなら

ず、専修坊の寺中寺院である圓福寺、また、高須法寿寺や寺領松韻寺らが伴っていたことが『賢立覚書』に明記されている。

また、『賢立覚書』によれば、法沢は賢立の回答を言い訳であると打ち消し、「檀家十軒已下合併可」と認めたことをもって「仏敵・法敵」と罵倒し、大人数で誓約書（一札）の提出を強要したという。この一札を役人の勝呂肇が見て預かるうとするものの、法沢はこれを受け取らなければ、大人数が納得しないと自身的手中に収めたというのである。²¹

その後、三月十日から十五日にかけて出征してきた刈谷藩兵が光輪寺に駐屯したこと、同月十八日から始まる本山東本願寺学寮の威力院（福田）義導²²の三河教諭について記録されていく。刈谷藩兵との交流は、賢立側が差し入れをしたり、撤兵後に駐屯の御礼として千二百疋が刈谷藩から到来したりというものであった。また、本山東本願寺から派遣された威力院義導は、『賢立覚書』によれば、大浜陣屋で合併条件や祝詞・祈・をめぐる西方寺・光輪寺らの見解に修正を迫り、さらに陣屋の要請を受け、地域における鎮撫説諭に当たっている。毎月三日ずつ定めて仏学研究をするようにとも説諭している。

なお、三月二十二日には、西方寺・光輪寺の連名で自身らの罪を延べた上で、捕縛・不審をうけた人びとへの憐愍を菊間藩出張所に訴え、自身らは謹慎をしている。

以上の内容は三河大浜騒動の全容に対して詳細な個別状況を含むものである。その中で光輪寺賢立がどのように立ち回り、どのように貢献できたかという問題は、本人の後世自筆である以上、慎重な見解も必要であるが、それ

以上に真宗門徒としていかなる問題状況の中でどうあるべきかという課題を考えるに重要な内容であったと考える。

おわりに

本稿では、三河大浜騒動における光輪寺賢立の言動をめぐり、主に『賢立覚書』の内容を中心に、検討してきた。本人の記した書物を中心とした検討であり、客観性という角度からすれば問題は残るが、そもそも関係史料が他に十分あるわけではない。また、本稿は客観的動向もさることながら、それ以上に本人の言動、とくに内面における苦悩が検討課題であった。よって、基礎研究としては十分に有効な内容と考える。

賢立は菊間藩大浜陣屋（役所）側からまず学校掛、続いて教諭使、さらには新民塾の塾長に任命されたことから、かなり重用され、信頼された人物と捉えることができる。

学校掛として新しい教育制度の整備に提言を行い、そこから新民塾の塾長としての立場も得ていくことになる。新民塾なるものの歴史的評価はなお検討すべき点があるが、明治維新时期に僧侶がそのまま教育者としての役割を期待されたことは通説的に指摘されることである。²³⁾

村巡回と教諭において、民衆は真宗僧侶の説く内容に期待し、それに応え得る賢立であったが、国学者からの強い要請でそれを曲げざるを得ないなどの事態に直面し、苦悩しつつ、対応していくことになる。神前における祝

詞と念仏の関係についても、浄土真宗の伝統的な王法・仏法観に基づきつつ、現実的な状況に応じた提言を見せている。

とはいえ、賢立は大浜陣屋側と三河護法会側の間に挟まれた真宗僧侶としての苦悩を見せるのであり、その要因には相互の理解不足や取り巻く世間の状況における風聞・曲解・偏見の類も含まれ、そのやるせない思いも想像に難くない。賢立自身も状況に応じた言動が功を奏さなかったところも多かったであろう。

いずれにせよ、賢立のような明治維新期、政府側支配秩序に組み込まれた地域真宗僧侶の苦悩に注目していく視点と研究はこれまでほとんどなく、三河大浜騒動をめぐる今後の研究進展のために取り組んでいくべき課題と考える。⁽²⁴⁾ 本稿で基礎検討とともにささやかな問題提起を試み、まずは擱筆する。諸賢のご教示を仰ぎたい。

註

- (1) 鷲塚騒動、菊間藩事件など別称も多いが、本稿では「三河大浜騒動」とする。なお、『国史大辞典』では「愛知県三河大浜騒動」で立項されている。また、同朋大学仏教文化研究所では『史料 大浜騒動』（法藏館、二〇〇三年）を刊行し、また二〇二一年度には前期史料展示として『三河大浜騒動一五〇年』展を開催。
- (2) たとえば、『殉教絵詞（明治殉教絵史）付：北西弘『三河大浜騒動の研究』（真宗大谷派岡崎教務所、一九八三年）。
- (3) 前掲註（1）『史料 大浜騒動』にそれまでの研究史情報が掲載されているので、本稿では省略する。
- (4) たとえば、柏原祐泉『日本仏教史 近代』（吉川弘文館、一九九〇年）、吉田久一『近現代仏教史の研究』（筑摩書房、一九九八年）など。
- (5) 前掲註（1）『史料 大浜騒動』参照。その後、『新編安城市史？通史編近世』（安城市、二〇〇七年）等の自治体史で取り上げられることはあるが、専論は管見に入っていない。
- (6) 光輪寺は現在、碧南市棚尾本町に所在する真宗大谷派寺院。同寺に伝わる記録によれば、賢立は文化九（一八一二）年の生まれで明治二〇（一八八七）年に没という。とすれば、大浜騒動の起こった年は数え六〇歳となる。また、賢立は尾張国海西郡給父村（現愛西市）の長念寺（現真宗大谷派）より入寺し、大浜村下之切の生田林造の娘久尾を坊守としたという。光輪寺住職の高木真氏にご教示をいただいた。甚深の感謝を申しあげる。
- (7) 村瀬正章「菊間藩教諭使の村巡回と大浜騒動」（『三河地域史研究』創刊号、一九八三年）。
- (8) 前掲註（1）『史料 大浜騒動』一五～二二頁。
- (9) 前掲註（1）『史料 大浜騒動』一四頁解題参照。
- (10) 深見篤慶については『深見篤慶先生』（勤王家深見篤慶先生遺徳顕彰会、一九三六年）がその事績等を詳しくまとめている。また、三河大浜騒動をめぐる国学側からの認識も見出され興味深い（事件当日、深見を暴徒が襲うのではないかと心配する声などもあったことが記されている）。
- (11) 『日本人名大辞典』（講談社、二〇〇一年）。
- (12) 光善寺は現在、岡崎市新堀町に所在する真宗大谷派寺院。
- (13) 前掲注（7）村瀬論文。

- (14) 『賢立覚書』(『史料 大浜騒動』一七頁下段)。
- (15) 『賢立覚書』(『史料 大浜騒動』一七頁下段)。
- (16) 『賢立覚書』(『史料 大浜騒動』一七頁下段)。
- (17) 『賢立覚書』(『史料 大浜騒動』一七頁下段)。
- (18) 『賢立覚書』(『史料 大浜騒動』一八頁上段)。
- (19) 『賢立覚書』(『史料 大浜騒動』一八頁上段〜一九頁上段)。
- (20) 『賢立覚書』(『史料 大浜騒動』一九頁上段〜下段)。
- (21) 『賢立覚書』では専修坊屋川法沢による詫状の請求の話のみが記されるが、『賢立教諭日誌』(『史料 大浜騒動』三四頁上段〜下段)にはさらなる記述がある。一つ目はその後、七ツ時(午後五時頃)に専修坊が鶯塚へ、六ツ時(午後六時頃)に賢立も西方寺らとともに鶯塚に行き、伏見屋で暴動が起こるのを見て市古七郎平宅に入り、勝呂肇に面会し、市古を出て天王に走り、石川市郎宅に入ったという動向である。二つ目はその日の朝、簀笠に一本帯をした俗人が光輪寺を訪ね、石川台嶺が来寺したかどうかを聞いてきたこと、三つ目にはその日の午後、須見敬覚寺らが光輪寺を訪れて謙敬に対し「擬・平講訳」に関する預かり金を請求し、謙敬が台嶺らでなければ当該金は渡さないと答えると退散したことが記される。四つ目は暴動の風聞に対して光輪寺内の片付けや仏具等の門徒宅への避難、村内一同の戦闘準備がなされたこと、さらに五つ目として鶯塚での騒動に関して、藤岡薫が蓮池に落ちたところを城ヶ入喜与七が鎚で貫き、伊助料理人が料理包丁でその首を切ったと明記されている。これは看過できない内容である。杉浦権少属は寺院の藪中に隠れて一夜を明かし、難を逃れたという。『賢立教諭日誌』は従来、『賢立日誌』といわれ、賢立の孫高木晃敬による写本のみが残る。基本的に『賢立覚書』の内容と重なるのであるが、右記の内容等は『賢立覚書』にはないもので、どう理解していくべきか、今後も検討課題である。なお、光輪寺の謙敬は天保二(一八一三)年の生まれで、明治三九(一九〇六)年に没。とすれば、騒動の年には数え三〇歳となる。美濃国羽島郡那北方村(現羽島市)の永照寺(真宗大谷派)より入寺し、賢立の二女きみえを坊守としたという。謙敬についても光輪寺住職の高木真氏からのご教示。
- (22) その人となりについては南條文雄『懐旧録』(東洋文庫、一九七九年)の関係記述が興味深い。
- (23) 前掲註(4) 書などを参照。

(24)

三河大浜騒動をめぐるはこれまで、どうしても三河護法会側からの視点での研究が多かった。そのこと自体はもちろん重要であるが、たとえば本稿で検討した光輪寺賢立のみならず、大浜陣屋側の重要人物である服部純や、本稿でも触れた深見篤慶、あるいは殺害された役人藤岡薫、その下手人とされ処刑された榊原喜代七など、別の角度から注目すべき関係者の歴史的検証も必要である(同朋大学仏教文化研究所二〇二一年度前期史料展示『三河大浜騒動一五〇年』でも問題提起とともに若干の考察を試みている)。さらに地域社会におけるさまざまな立場(真宗側のみならず、国学側など)からの事件の受けとめについても検討すべき課題がある。

(付記)

本稿の内容は大浜騒動一五〇年記念企画委員会における学習会で史料輪読を行い、また同朋大学仏教学会二〇二一年度例会で研究発表した内容をまとめたものである。関係者に謝意を表す。